

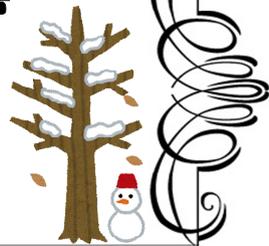
まもろうネットニュース第21号

～登別市消費者被害防止ネットワークニュース～

発行日：令和4年1月25日

発行：登別市消費者被害防止ネットワーク

【事務局】登別市消費生活センター（85-3491）



「スマホを渡したただけなのに…」 「家庭用ゲーム機でいつの間に!?!」 未成年者のオンラインゲームによる課金に注意!

コロナ禍で自宅で過ごす時間が多くなっている今、スマホや家庭用ゲーム機の使用時間が増えたためか、子どもが保護者の許可なくオンラインゲームに課金*をしてしまったというトラブルが増加しています。

事例としては「親のスマートフォンを子どもに貸していたら、いつの間にかオンラインゲームの課金をしていて多額な請求が届いた」という相談が実際に登別市消費生活センターにも寄せられています。

※課金とは・・・一定のお金をゲームやアプリ内で支払い、ゲーム内のアイテム（道具）などを入手することです。これによりゲームを優位に進めたりすることが可能になります。

未成年者が保護者の承諾なくオンラインゲームの課金をしてしまった場合は？

未成年者が親の同意を得ずにオンラインゲームに課金をしてしまった場合、民法によって定められた「未成年者取消権」によって、その契約を取り消すことができます。

しかし、オンラインゲームでは未成年者が契約したことを証明するのが難しく、必ず契約が取り消されるとは限りません。

また、保護者のアカウントでログインしたスマホや家庭用ゲーム機で子どもが課金した場合は、アカウントの所有者である保護者が決済を行ったとみなされるため、注意が必要です。

子どもにスマホを貸したただけなのに……。



トラブルを未然に防ぐためには・・・

- ◇オンラインゲームで課金する場合のルールを家族で話し合しましょう。
- ◇保護者のアカウントで子どものアカウントを管理、保護できるように「ペアレンタルコントロール」を利用しましょう。
- ◇保護者が子どもの「課金を防ぐ」「課金に気付く」ために、決済時のパスワード設定や、決済完了メールなどの設定がされているか確認しましょう。

(独立行政法人 国民生活センター「子どものオンラインゲーム課金のトラブルを防ぐには?」)



対応や判断に不安、お困りの場合はお気軽にご相談下さい！契約・取引に関するトラブルのほか、製品事故、多重債務等を受け付けています。登別市消費生活センター：☎85-3491

※裏面もお読みください

見守り 新鮮情報

事例1

母親に、何度もしつこく海産物購入の**勧誘電話**があり、**断って**いた。最近は電話を取らなくなったが、昨日その事業者からのカニの**不在通知**が**入っていた**。受け取り拒否をしてよいか。

(当事者：
80歳代 女性)

注文していないなら
支払い不要!

事例2

実家に行ったところ、母親宛てに**注文**していない健康食品が**届いて**おり、定期購入と書いてある紙と**払込用紙**が**同封**されていた。どうしたらよいか。
(当事者：90歳代 女性)



©Kurosaki Gen

一方的に送りつけられた 商品の代金は支払い不要!

ひとこと助言



すぐに
処分
できるよ

見守るくん

- 特定商取引法が改正され、注文や契約をしていないにもかかわらず、一方的に送りつけられた商品は、直ちに処分できるようになりました。
- 一方的に商品を送りつけられても、お金を支払う必要はありません。商品を開封・処分しても支払いは不要です。
- 贈答品などの可能性もあります。まずは家族などに心当たりがないか確認しましょう。また、注文したことを忘れていないか思い返してみましょう。
- お金を支払ってしまっても取り戻せる場合があります。すぐにお住まいの自治体の**消費生活センター**等にご相談ください(消費者ホットライン188)。